

枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成28年8月2日

条例第20号

改正 令和7年3月7日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員には、議員報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の支給方法、種類及び額は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表

鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、及び宿泊費	車賃（1km）につき
枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第17号）の例による。	37円

※ 車賃は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則（令和7年3月7日条例第1号）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 第3条第2項を次のように改める。(略)

第4条中「管理者が別に」を「規則で」に改め、別表を加える。

〔別表〕略